

## コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスまん延の長期化に伴い経営的影響を大きく受けた飲食店等が、これからのデジタル化によるビジネスへの取組や、新たな業態導入等による生産性向上等を更に進めることにより、経営安定化、及び経営基盤の強化を図り、コロナ後を見据えた事業展開につなげることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、農林水産部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条第1項による申請書（同条第1号及び第2号の書類も含む）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類も含む）は、様式第1号によるものとし、補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定及び交付額確定通知（以下、「通知」という。）は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の通知は、様式第2号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額に伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (財産の処分制限)

第7条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

### (雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
デジタル化で頑張る飲食店等支援事業	<p>(1) 飲食事業者及び、食品加工事業者（6次産業化に取り組む農林漁業者及び法人を含む。）等。ただし、原則として、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の維持・継続に影響を受けていること。</p> <p>②鳥取県内に事業所を有する法人又は個人事業主で、かつ交付申請以前に営業を開始している者</p> <p>③食品衛生法に係る営業許可証を有する事業者</p>	<p>経営のデジタル化への取組に要する以下の経費で、令和3年4月1日から交付申請日までに支払った経費。ただし、県の他の補助金の対象となった経費を除く。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器導入費（ただし、50万円未満のもの）</li> <li>・システム導入費</li> <li>・販路開拓費</li> <li>・広告宣伝費等</li> </ul> <p>その他、経営のデジタル化に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの。</p>	1/2	<p>1事業者当たり 100千円 (1回限り)</p> <p>複数店舗を経営する事業者は、店舗数に関わらず200千円を上限とする。</p>
食品加工で頑張る飲食店等支援事業	<p>④現在、食のみやこ推進サポーターであること。又は、交付申請と同時に食のみやこ推進サポーター登録申請書を提出する者</p> <p>(2) その他、市場開拓局長が認める者</p>	<p>新たな業態導入に要する以下の経費で、令和3年4月1日から交付申請日までに支払った経費。ただし、県の他の補助金の対象となった経費を除く。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器導入費</li> <li>・商品開発に係る経費</li> <li>・システム導入又はリース費</li> <li>・施設改修費</li> <li>・試供品製造・提供費</li> <li>・広告宣伝費 等</li> </ul> <p>その他、新たな業態導入に必要な経費で、市場開拓局長が必要と認めるもの。</p>	1/2	<p>1事業者当たり 上限250千円 (1回限り)</p>

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※補助対象経費のうち工事費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

鳥取県知事 平井 伸治 様

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、法人名及び代表者の役職氏名)

コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条の規定により、下記のとおり申請及び報告します。

補助金申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックを入れること。

記

補助事業等の名称	コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金 ※対象事業にチェックを入れてください。 ( <input type="checkbox"/> デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 <input type="checkbox"/> 食品加工で頑張る飲食店等支援事業)
補助対象経費の額 (消費税及び地方消費税は除く)	円 (内 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 円 ) 食品加工で頑張る飲食店等支援事業 円 )
交付申請額 (対象経費の1/2以内)	円 (内 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 円(上限10万円) ) 食品加工で頑張る飲食店等支援事業 円(上限25万円) )
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可証等(営業実態がわかる書類)の写し</li> <li>・対象経費にかかる領収書等の写し</li> <li>・対象経費の詳細がわかる資料(見積書、写真等)</li> <li>・口座振込依頼書</li> </ul>

確認事項 (以下の要件をすべて満たすこと) ※該当する箇所にチェックを入れて下さい

①新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の維持・継続に影響を受けている。	<input type="checkbox"/>
②鳥取県内に事業所のある法人又は個人事業主	<input type="checkbox"/>
③食品衛生法に係る営業許可証を有する事業者である。(該当しない事業者はご相談ください) (営業許可業種： ) ※営業許可証に記載されている業種を記載。	<input type="checkbox"/>
④現在事業を継続している。(臨時休業含む)	<input type="checkbox"/>
⑤食のみやこ推進サポーターである。又は登録申請書を同時に提出する。	<input type="checkbox"/>

(裏面)

コロナ後を見据えた飲食店応援事業実績報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
	業種			
連絡先	職・担当者名			
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			

2 事業内容

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施事業	実施した事業にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> デジタル化で頑張る飲食店等支援事業 <input type="checkbox"/> 食品加工で頑張る飲食店等支援事業
実施内容	<デジタル化で頑張る飲食店等支援事業> <input type="checkbox"/> モバイルオーダー <input type="checkbox"/> 電子マネー決済 <input type="checkbox"/> 予約・顧客台帳システム <input type="checkbox"/> 発注システム <input type="checkbox"/> 会計処理ソフト導入 <input type="checkbox"/> その他 ( )  <食品加工で頑張る飲食店等支援事業> <input type="checkbox"/> 新たな加工品開発 <input type="checkbox"/> 惣菜製造 <input type="checkbox"/> テイクアウト・直売 <input type="checkbox"/> 移動販売・デリバリー <input type="checkbox"/> その他 ( )  以下に具体的な取組内容を記載してください。 ※機械導入の場合は名称、仕様、用途を記載すること。

3 県外発注の場合（委託費に限る）は、県内事業者への発注が困難である理由

4 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 ( 有 ・ 無 )

\*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

\*活用が有る場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

様

職 氏 名

コロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付の申請書兼実績報告書（以下「申請書兼報告書」という。）で申請及び実績報告のあったコロナ後を見据えた飲食店応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

併せて、下記のとおり額を確定しましたので、規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「コロナ後を見据えた飲食店応援事業」とし、その内容は、申請書兼実績報告書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (3) 確定額   | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。